

週休2日工事要領（土木工事）

平成30年1月30日 財政局長決裁

平成31年3月8日 一部改正

令和元年5月17日 一部改正

令和2年5月7日 一部改正

令和2年6月25日 一部改正

令和3年1月29日 一部改正

令和3年9月16日 一部改正

令和5年10月26日 一部改正

令和6年10月30日 一部改正

令和7年9月24日 一部改正

令和8年9月18日 一部改正

（目的）

第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

建設現場における質の高い「週休2日」を確保・普及促進していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、工事成績評定での評価、その他必要な事項について定めるものである。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、現場閉所の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。

（2）週休2日交替制

- ① 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した全ての技術者

及び技能労働者の休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。

② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。

③ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含め1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は次のいずれかを基本とする。

(1) 週休2日工事

現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。

(2) 週休2日交替制工事

社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事（緊急対応工事や災害復旧工事等の工期があらかじめ決められている工事）については、交替制により休日の確保を推進する。

ただし、交替制も困難な工事については、対象工事としないことも可能とする。

また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日・猛暑、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。

主たる工事が営繕工事で従たる工事が土木工事の場合は、「週休2日工事要領（営繕工事）」による。

(実施における留意事項)

第4条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

2 工事の実施に当たっては、別紙-1のとおりとし、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙-2及び別紙-3のとおりとする。

3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日及び交替制の休日とすることも可とする。

4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。

なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応するこ

とする。

- 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報や休日取得計画等の提示により確認を行うものとする（休日取得計画は別紙-5を参照し作成すること）。

※休日の確認書類として工事月報や休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。

- 6 交替制において、待機日など実際の作業はなくても、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。ただし、連絡体制のみ確保しており、休日作業が発生しなかった場合は、休日とできる。

- 7 交替制において、休日中に作業が必要となる場合、現場代理人（主任技術者（又は監理技術者））は、以下のいずれかによって適切な施工ができる体制を確保することとする。

・現場代理人もしくは以下の①②いずれかの者が発注者との連絡体制が確保されていること

①主任技術者（又は監理技術者）（現場代理人と兼務していない場合）

②必要な資格を有する代理の技術者

例）入札条件となった主任技術者（又は監理技術者）相当の基準を満たすもの

1. 一（二）級土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有する

2. 同種条件における工事の実績を有する

※共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社より配置することも可

- 8 交替制において、一時的に従事した技術者及び技能労働者は確認対象外とする。

一時的に従事した技術者及び技能労働者とは、休日を除いた連続勤務1週（7日）以下の従事者をいう。ただし、連続勤務1週（7日）以下であっても一定期間内で雇用（下請契約）しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週（7日）毎を確認対象期間とする。

- 9 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。

- 10 工事成績評定への反映について、発注者は、受注者の週休2日の達成状況に応じて、別紙-6（1）のとおり工事成績評定にて評価する。なお、通期の週休2日が未達成の場合は、別紙-6（2）のとおり工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。

（その他）

第5条 受注者は、週休2日工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。

- 2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

- 3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成30年2月16日から施行する。

2 この要領は、平成30年2月21日以後に告示される工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 3 月 27 日以後に告示される工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 7 月 16 日以後にしゅん功する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 5 月 27 日以後にしゅん功する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 7 月 1 日以後にしゅん功する工事から適用する。
- 2 この要領による改正後の別紙-5〔営繕工事〕の規定は、令和 2 年 7 月 1 日以降に改定する営繕工事適用単価に適用し、同日前に改定した営繕工事適用単価については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 3 月 1 日以後に告示される工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 10 月単価を使用する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 11 月単価を使用する工事から適用する。
- 2 この要領は、週休 2 日試行工事要領の土木工事について一部改正するものである。
営繕工事については従前の要領を適用とし、なおその効力を有する。ただし、週休 2 日試行工事要領の営繕工事についても一部改正した場合、従前の要領は廃止とする。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 11 月単価を使用する工事から適用する。

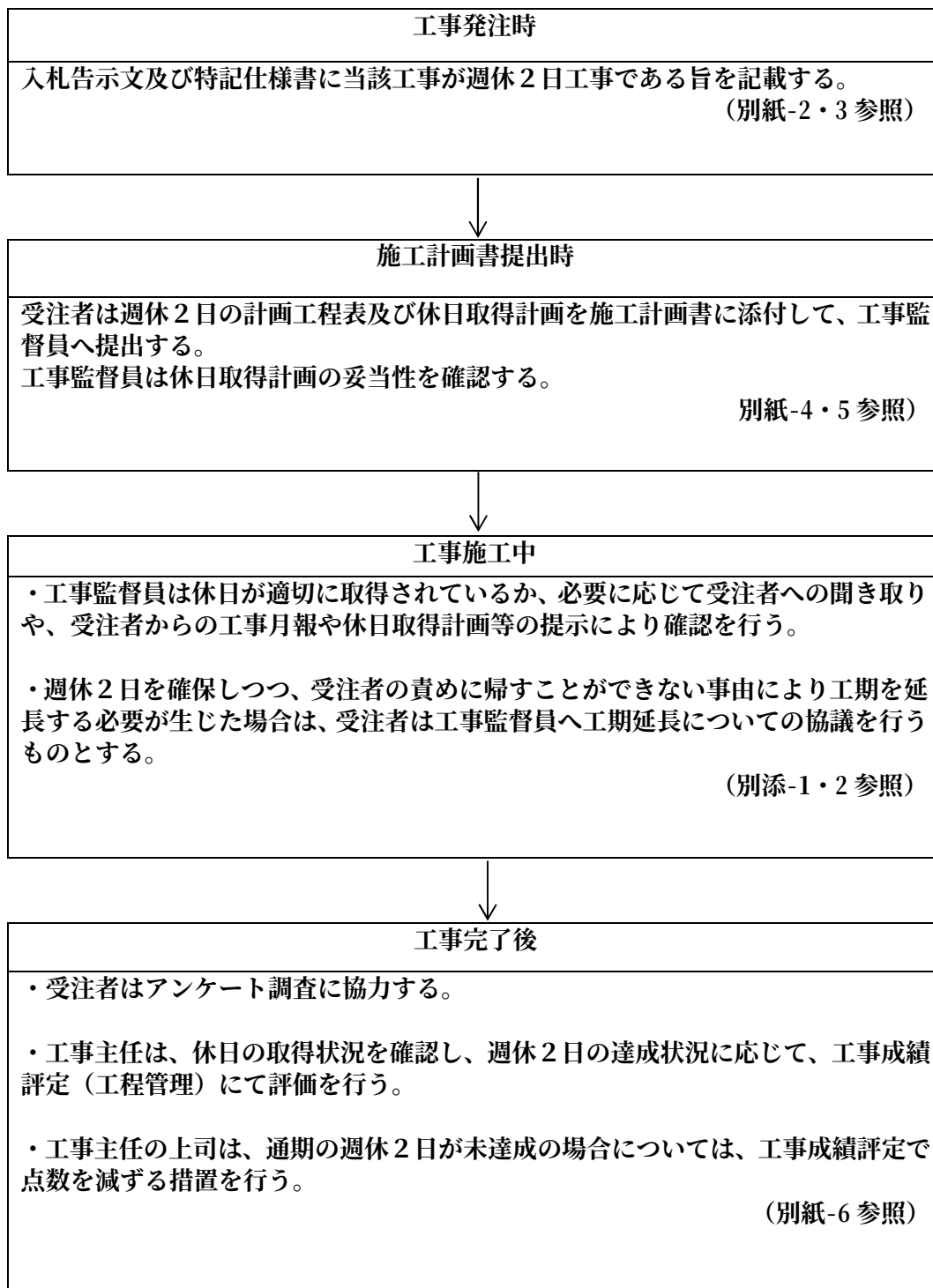
附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 10 月単価を使用する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 10 月単価を使用する工事から適用する。

工事実施フロー



1 告示別表の記載例

告示別表に以下事項を記載すること。

「16 注意事項」に以下を追記する。
本工事は、週休 2 日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

- 週休 2 日工事の実施について
1. 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。
 2. 受注者は、完全週休 2 日（土日）をはじめとする質の高い週休 2 日の取り組みに努めることとし、通期の週休 2 日による施工は必須とする。
 3. 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、発注者からの指示によるほか、あらかじめ発注者との協議により土日に施工を行う必要性が認められた場合は、土日に代わる現場閉所日を計画的に指定すること。
月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、現場閉所の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、4 週 8 休（28.5%（8 日/28 日））以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
通期の週休 2 日とは、対象期間において、現場閉所率が 4 週 8 休（28.5%（8 日/28 日））以上の水準に達する状態をいう。
対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で書面により協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
 5. 週休 2 日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休 2 日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
 6. 週休 2 日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休 2 日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。
 7. 週休 2 日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
 8. 現場閉所の達成状況を確認後、週休 2 日の達成状況に応じて、工事成績評定（工程管理）にて評価を行う。なお、通期の週休 2 日が未達成の場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
 9. 「週休 2 日工事」の検証を行うため、受注者は達成状況によらず、アンケート調査に協力するものとする。
 10. その他の事項については、週休 2 日工事要領によるものとする。
なお、週休 2 日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ
(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)

に掲載している。

1 告示別表の記載例

告示別表に以下事項を記載すること。

「16 注意事項」に以下を追記する。
 本工事は、週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。

2 特記仕様書の記載例（交替制）

特記仕様書に以下事項を記載すること。

- 週休2日工事の実施について
1. 本工事は、「週休2日交替制工事」の対象工事である。
 2. 受注者は、完全週休2日をはじめとする質の高い週休2日の取り組みに努めることとし、通期の週休2日による施工は必須とする。
 3. 完全週休2日とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。
 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。
 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。
 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。
 4. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
 5. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、技術者及び技能労働者の休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を工事月報や休日率の算定等により定期的に発注者へ報告する。
 6. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
 7. 休日率の達成状況を確認後、週休2日の達成状況に応じて、工事成績評価（工程管理）にて評価を行う。なお、通期の週休2日が未達成の場合については、工事成績評価で点数を減ずる措置を行う。
 8. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者は達成状況によらず、アンケート調査に協力するものとする。
 9. その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。
 なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ
 (http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)
 に掲載している。

記載例

工事施工協議簿(提出・報告・通知・届出・指示・協議・承諾※)													
工事名: ○○橋下修工事													
№	発注者	発注者 氏名	発注 年月日	回答 希望日	項 目				協議内容		発注者		
					提出	報告	通知	届出	指示	協議	承諾	協議内容	承諾 回答日
1	○		09.10.15		○						○○ ○○	定記について受領します。 提出された計画資料のお り、完全週休2日(土日)で実 施してください。	09.10.15
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													

※ ① この工事施工協議簿をもって、提出が行われたものとする。
② 発注者氏名については、現場代理人又は監理(主任)技術者名を記入する。
③ 指示・協議・承諾に係る事項については、変更とあり様式87の欄面によること、また、工事内容の変更対象と判断される報告等の場合は、別途書面(様式67)で提出することとする。

着手前確認時・例

工事名 ○○○○線交付金(改築)工事(價格)

[illegible]

【凡例】 ■:作業日 休:休工日 (空白):対象外期間

- 休工日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
 作業日(■)と休工日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
 右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
 現場閉所率は、正確には、

$$4 \text{ 週} 8 \text{ 休以上} : 8 \text{ 日} / 28 \text{ 日} = 28.571 \dots \% \text{ 以上}$$
 のことなので、注

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

8月(夏季休暇)、12月(年末休暇)、1月(年始休暇)の各月には、3日間の計算対象外(現場閉所日に含まない)となる特別休暇がある。なお、

ところが、「完全週休2日(土日)達成」となっていることを確認する。

64日/248日

25.806%

週休2日達成判定

完全週休2日(土日)連成

$$\text{現場閉所率(\%)} = \frac{\text{現場閉所日数/週休2日確認対象期間}}{\text{現場閉所率(\%)}}$$
$$= 0\text{B}/0\text{B}$$

0日/日0

週休2日達成判定

11

実施スケジュール

週休2日工事における工事成績評定の取り扱いについて

- (1) 工事主任は、休日の取得状況を確認し、週休2日の達成状況に応じて、評価を行う。工事主任は以下の手順により評定を行うこと。

【成績評定における評価項目】

工事主任

様式2-②

2. 施工状況

II. 工程管理

達成状況における具体的な評価は下図のとおり行う。

○ 考査項目別運用表記入例

II. 工程管理		a	b	c
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない
● 評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及び施工条件の変更等に伴う工程表のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 工事により、地域住民の活動に大きな影響を与えないよう工程管理を行った。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 (1) ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。休日に作業した場合は、振替休日を確保している。 (2) ☐ 施工計画書に記載の施工時間帯以外の時間外作業がほとんど無い。 (2) ☐ その他 理由： 完全週休2日（土日）の達成。 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝ 該当項目数（ ）／ 評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ● 判断基準 該当項目が80％以上・・・・・・ a 該当項目が80％以上80％未満・・・・・・ b 該当項目が80％未満・・・・・・ c				
週休2日各種項目	(1)	(2)	備考	評価対象の最大項目数
1. 完全週休	評価する	評価する		10
2. 月単位	評価する	消し項目		9
3. 通期	評価しない	消し項目	未達成の場合は、左記の評価に加え、法令遵守にて減点措置を講ずる（-1点）	9

(2) 工事主任の上司は、休日の取得状況を確認し、通期の週休2日が未達成の場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。

工事主任の上司は以下の手順により評定を行うこと。

【成績評定における減点項目】

工事主任の上司

様式3-④-2

7. 法令遵守等

週休2日の確保

減点評価（マイナス1点）を行う。

○ 考査項目別運用表記入例

考査項目	総合評価履行の該当項目一覧表
7. 法令遵守等	総合評価履行 【計画書直型】
週休2日の確保	
週休2日の確保	
① 本評価は、週休2日工事について行う。 ② 通期の週休2日が未達成の場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 ③ 減点は1点とする。	
□ 該当なし	
- 点	
法令遵守 + 総合評価履行 + 週休2日の合計	
法令遵守と総合評価、週休2日の確保の計	
法令遵守	- 点
総合評価履行	- 点
週休2日の確保	- 点
合計	点

休日等取得実績調査書

工事実施時・例

工事名 ○○○○線交付金(改築)工事(債務)

工事名			〇〇〇〇線交付金(改築)工事(債務)			工事実施時刻例			契約工期			2026年3月12日			2027年2月10日			対象期間			工事の始期			2026年5月6日			2027年1月15日						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2026年			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
3月			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
4月			水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
5月			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
6月			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
7月			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
8月			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
9月			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
10月			水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
11月			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
12月			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
2027年			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
1月			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
2月			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
3月			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

実施時の対象期間開始期
は、この場合6月6日とな
る

夏季休暇(8月13日~15日)、年末年始(12月
29日~1月3日)は対象期間としない。
この期間を作業日とする場合は、その日数分を
他の期間で対象期間外とする。(実施欄を空欄
とする)

下記は、12月29日に作業を行い、その代休を
取る

実施欄の作業日の始期及び
完了日と一致しているか確認

実施時の対象期間完了日
は、この場合1月16日とな
る

年末 年末 年末 年末

一時中止等、発注者があらかじめ
履行の対象外としている期間は空
欄とする。(対象期間外となる)

実施時の対象期間始期
は、この場合5月6日とな
る。

夏季休暇(8月13日~15日)、年末年始(12月
29日~1月3日)は対象期間としない。
この期間を作業日とする場合は、その日数分を
他の期間で対象期間外とする。(実施欄を空欄
とする)
下記は、12月29日に作業を行い、その代休を

実施時の対象期間完了日
は、この場合1月16日とな
る。

【凡例】 ■:作業日 休:休工日 (空白):対象外期間

計画時チェック

- ・休工日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休工日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、正確には、
4週8休以上: 8日/28日=28.571...%以上 のことなので、注
意。
- ・8月(夏季休暇)、12月(年末休暇)、1月(年始休暇)の各月には、3日
間の計算対象外(現場閉所日に含まない)となる特別休暇がある。なお、

計画時チェック

- 現場閉所率(%)
= 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
64日/248日
= 25.806%
- 週休2日達成判定
= 完全週休2日(土日)達成
- 現場閉所率(%)
= 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
58日/228日
= 25.439%
- 週休2日達成判定
= 完全週休2日(土日)達成

これが履行状況

平均休日日数の割合（休日率）の算出シート

工事実施時 記入例 ※交替制の場合、様式は参考

			通期の週休2日												月単位の週休2日																							
No.	会社名	氏名	対象期間			休日率			平均			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月					
			休日	休日率	平均	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日	対換日						
1	株式会社 札幌市	札幌 太郎	365	97	26.6%	28.8%	31	8 25.9%	29.1%	28.6%	28	8 26.7%	28.1%	30	8 26.7%	28.4%	31	8 25.9%	28.5%	31	8 25.9%	28.7%	31	8 25.9%	28.5%	30	8 26.7%	29.1%	31	8 25.9%	29.4%	31	8 25.9%					
2	株式会社 札幌市	札幌 次郎	365	110	30.2%	28.8%	31	9 29.1%	29.1%	28.6%	28	8 26.7%	28.1%	30	8 26.7%	28.4%	31	10 32.3%	28.5%	31	10 32.3%	28.7%	31	10 32.3%	28.5%	30	10 32.3%	29.1%	31	11 35.5%	35.5%	31	11 35.5%					
3	株式会社 札幌市	札幌 三郎	365	107	29.4%	28.8%	31	10 32.3%	29.1%	28.6%	28	8 26.7%	28.1%	30	8 26.7%	28.4%	31	10 32.3%	28.5%	31	10 32.3%	28.7%	31	10 32.3%	28.5%	30	12 40.0%	40.0%	31	10 32.3%	32.3%	31	10 32.3%					
4	札幌建設 株式会社	札幌 四郎	199	58	29.2%	28.8%								15	4 26.7%	26.7%	31	10 32.3%	28.5%	31	10 32.3%	28.7%	31	10 32.3%	28.5%	30	6 20.0%	20.0%	31	8 25.9%	25.9%	31	8 25.9%					
5	札幌建設 株式会社	札幌 五郎	194	55	28.4%	28.8%								10	4 40.0%	40.0%	31	8 25.9%	28.5%	31	10 32.3%	30.0%	31	8 25.9%	28.5%	30	8 26.7%	26.7%	31	8 25.9%	25.9%	31	8 25.9%					
6																																						
7																																						
8																																						
9																																						
10																																						
11																																						
12																																						
13																																						
14																																						
15																																						

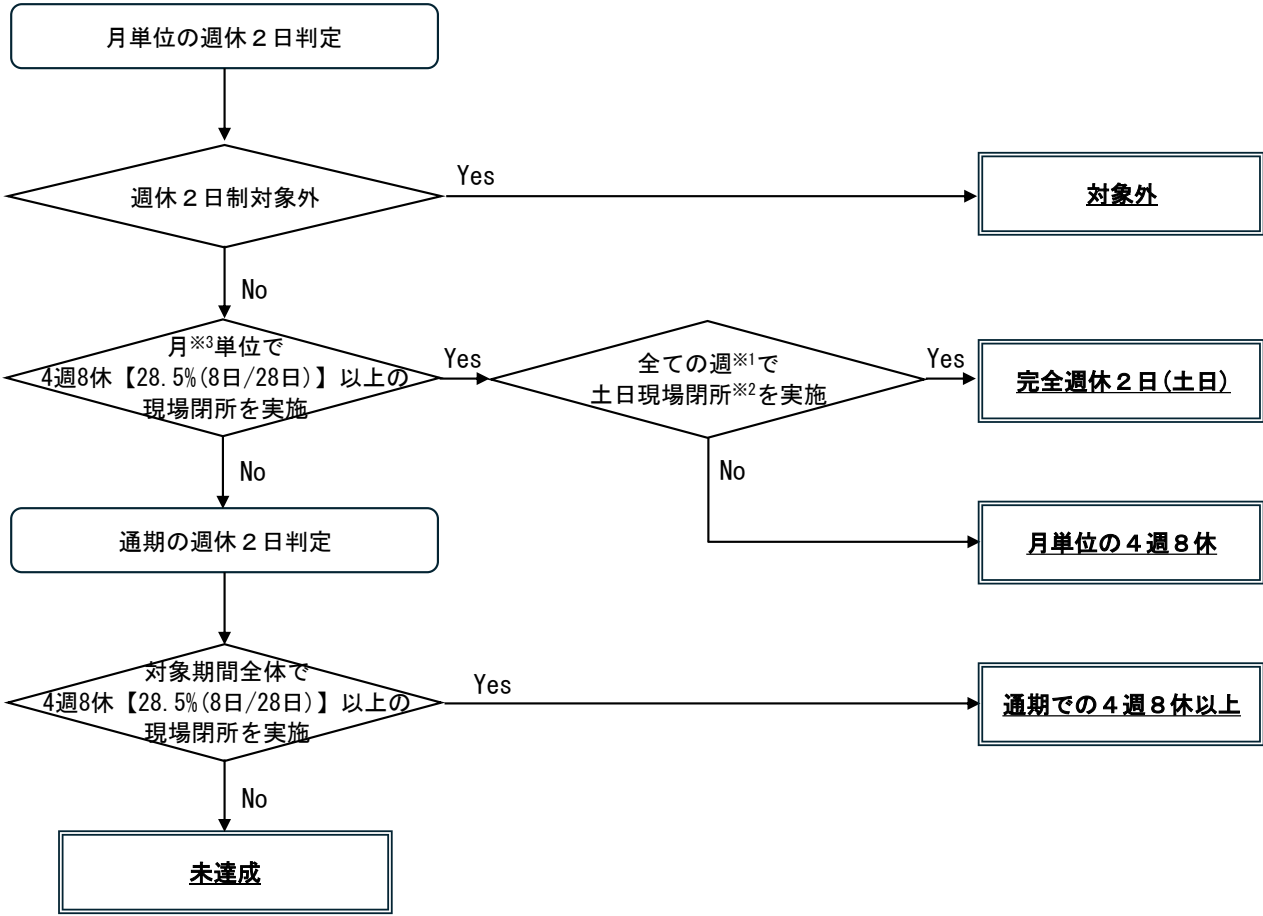
下請業者の場合は、下請
契約期間内の現場作業開
始日から終了日

通期の4週8休（28.5%）
以上を達成している

全ての月ごとに、平均休日
日数の割合が28.5%以上の
水準にある。
→月単位の週休2日を達成
している。

週休 2 日達成工事等の判定フロー

参考①



週休 2 日達成工事等の判定フロー（補足）

参考①

- ※ 1 「週」は、日曜日から土曜日の 7 日間とする。なお、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7 日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。
- ※ 2 発注者の指示により、受注者の責によらず土曜日または日曜日かその両方を現場閉所していない場合、代替日を設定している際は達成したとみなす。
- ※ 3 「月」は、暦の月に基づくものとする。暦上週 2 日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5% 以上）を達成しているものと見なす。
- ※ 判定にあたっては、「参考②「完全週休 2 日（土日）を達成した工事」、「完全週休 2 日を達成した工事」、「月単位で週休 2 日を達成した工事」の判定」も参照

「完全週休2日を達成した工事」、「完全週休2日(土日)を達成した工事」の判定

参考②

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「完全週休2日(土日)を達成した工事」→ 対象期間において、全ての週で土日現場閉所を行ったと認められる工事

(ただし、地元説明会などの発注者からの指示でやむを得ず代替日を設定している場合は対象とするが、
— 今回の調査においては監督員で把握できる範囲で判断して構わない。)

「完全週休2日を達成した工事」→ 対象期間において、全ての週で週2日現場閉所を行ったと認められる工事(現場閉所が土日でない場合)

「完全週休2日(土日)を達成した工事」

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

全ての週で
土日の現場
閉所を実施
している

「完全週休2日を達成した工事」

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

全ての週で
週2日現場
閉所を実施
している
※土日の完全
週休2日を含む

「完全週休2日を達成していない工事」

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

完全週休2日現場閉所を実施できている(月単位の週休2日は達成)

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

参考②

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日／31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日／28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%(9日／31日)

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日／31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日／28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%(7日／31日)

32.2%
(29日／90日)

30.0%
(27日／90日)
※工期全体では達成している

なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

(例1)

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.8%(8日／31日)

→現場閉所8日≧土日計8日

→月単位で4週8休を達成

(例2)

灰色: 期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.0%(3日／12日)

→現場閉所3日≧土日計2日

→月単位で4週8休を達成

(例3)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。